

# 令和2年4月から現物給与の価額が改正されます

この度、厚生労働省告示により現物給与の価額が改正され、令和2年4月1日より適用されることとなりましたのでお知らせします。

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1か月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1か月当たりの住宅の利益の額(量1量につき)	
北海道	20,700	690	170	240	280	1,000	時価 自社製品 通 勤定期券など
青森	20,100	670	170	230	270	940	
岩手	20,100	670	170	230	270	1,030	
宮城	20,100	670	170	230	270	1,380	
秋田	20,100	670	170	230	270	1,010	
山形	20,700	690	170	240	280	1,180	
福島	20,700	690	170	240	280	1,070	
茨城	20,400	680	170	240	270	1,270	
栃木	20,400	680	170	240	270	1,310	
群馬	20,400	680	170	240	270	1,170	
埼玉	20,700	690	170	240	280	1,750	
千葉	21,000	700	180	250	270	1,700	
東京	21,300	710	180	250	280	2,590	
神奈川	21,000	700	180	250	270	2,070	
新潟	20,700	690	170	240	280	1,280	
富山	21,000	700	180	250	270	1,200	
石川	21,300	710	180	250	280	1,250	
福井	21,300	710	180	250	280	1,160	
山梨	20,700	690	170	240	280	1,230	
長野	19,500	650	160	230	260	1,150	
岐阜	20,100	670	170	230	270	1,180	
静岡	20,400	680	170	240	270	1,410	
愛知	20,100	670	170	230	270	1,470	
三重	21,000	700	180	250	270	1,200	
滋賀	20,700	690	170	240	280	1,360	
京都	20,700	690	170	240	280	1,670	
大阪	20,400	680	170	240	270	1,620	
<b>兵庫</b>	<b>20,700</b>	<b>690</b>	<b>170</b>	<b>240</b>	<b>280</b>	<b>1,460</b>	
奈良	19,800	660	170	230	260	1,170	
和歌山	20,700	690	170	240	280	1,080	
鳥取	21,000	700	180	250	270	1,110	
島根	21,000	700	180	250	270	1,030	
岡山	20,700	690	170	240	280	1,270	
広島	21,000	700	180	250	270	1,320	
山口	20,700	690	170	240	280	1,040	
徳島	20,700	690	170	240	280	1,100	
香川	20,400	680	170	240	270	1,130	
愛媛	20,700	690	170	240	280	1,080	
高知	21,300	710	180	250	280	1,050	
福岡	19,500	650	160	230	260	1,310	
佐賀	20,400	680	170	240	270	1,080	
長崎	20,400	680	170	240	270	1,070	
熊本	21,000	700	180	250	270	1,120	
大分	20,400	680	170	240	270	1,080	
宮崎	19,800	660	170	230	260	1,030	
鹿児島	20,400	680	170	240	270	1,040	
沖縄	21,300	710	180	250	280	1,110	

※改正部分を下線で表示しています

- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 洋間など畳を敷いていない居住用の室については、3.3㎡を2畳に換算し計算します。

# 現物給与の価額について

給与は、金銭で支給されるのが一般的ですが、住宅(社宅や寮など)の貸与、食事、自社製品、通勤定期券などで支給するものを現物給与とといいます。

現物給与で支給するものがある場合は、その現物を通貨に換算し、金銭と合算して標準報酬月額の設定を行います。

## (1) 現物給与価額の改正は、「固定的賃金の変動」※に該当します

(「被保険者報酬月額変更届」が必要になる場合があります)

※「固定的賃金の変動」とは…

昇給・降給や住宅手当、役付手当等の固定的な手当の追加や支給額の変更の場合をいいます。

## (2) 住宅による現物給与の場合

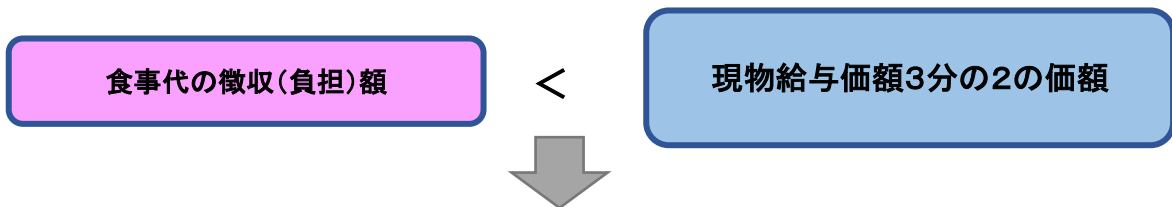
価額の計算にあたっては、居間、茶の間、寝室、客室、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室を対象とします。

玄関、台所(炊事場)、トイレ、浴室、廊下、農家の土間などの居住用ではない室は含めません。

## (3) 食事の現物給与価額について、給与から食事代を徴収(負担)している場合の計算方法

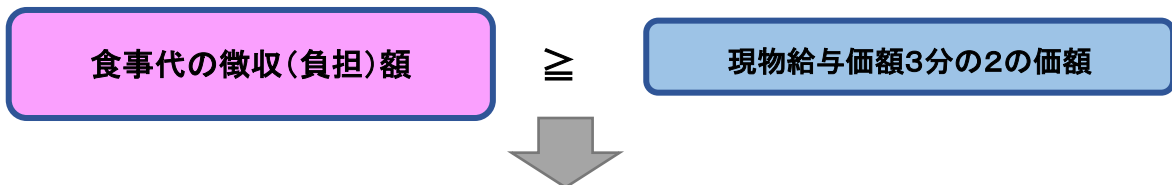
食事代の徴収(負担)額により、以下の①・②のパターンで計算します。

### 【パターン①】 現物給与価額の3分の2未満の価額を食事代として徴収(負担)している場合



現物給与の価額から徴収(負担)額を引いた価額が現物給与価額となります。

### 【パターン②】 現物給与価額の3分の2以上の価額を食事代として徴収(負担)している場合



現物による食事の供与はないものとして取り扱います。